第四条の見出し中「人口等」を「財政力指数等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第一号本文」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2　昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和三十五年の人口、昭和四十五年の人口又は平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。

二　廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更により当該市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。

四　境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

3　前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成十九年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第二号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成十八年度から平成二十年度まで」と、前項中「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第二号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和五十五年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）」とあるのは「平成十七年の人口」と読み替えるものとする。

第六条第四項中「第十二条第一項第十四号」を「第十二条第一項第十六号」に改め、同条第五項中「第十二条第一項第十五号」を「第十二条第一項第十八号」に改め、同項第九号中「小学校若しくは中学校又は」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号中「中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった」を「中学校の」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　市町村立の幼稚園

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　法第十二条第一項第十七号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第三十七条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。

一　太陽光を電気に変換するための施設又は設備

二　風力を発電に利用するための施設又は設備

三　水力を発電に利用するための施設又は設備

四　地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

五　太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

六　大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

七　バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

八　バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備

第八条第二項及び第四項中「第十五条第四項」を「第十五条第三項」に改める。

第十一条中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第十五条第九項及び第十項」を「第十五条第八項及び第九項」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術利用事業）

第十条　法第三十条の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とする。

一　電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの

イ　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

二　前号の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第二条　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第三条　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第四条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十五条第三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号中「第十二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項第三号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。